

城陽市外国人介護人材受入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険制度における介護サービスの安定的な提供に資するため、外国人介護人材の雇用を支援することを目的に、外国人介護職員を雇用する介護事業所を運営する法人に対し、城陽市補助金等交付規則(昭和58年城陽市規則第18号)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において城陽市外国人介護人材受入促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 介護事業所 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所をいう。

(2) 外国人介護職員 介護職員として介護事業所で働く者で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ア 経済連携協定に基づき入国する外国人介護福祉士候補者

イ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表に定める在留資格が介護であって、介護福祉士として介護業務に従事する者

ウ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)第8条第1項の規定により認定を受けた技能実習の実施に関する計画により来日した技能実習を受ける者

エ 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき特定の産業上の分野を定める件(平成31年法務省告示第65号)第1条第1号に基づく介護分野を目的とし来日する者

オ その他アからエまでに定める者と同等の資格を有すると市長が認める者

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす外国人介護職員を城陽市内に所在する介護事業所で雇用する法人とする。

(1) 入国後1年以内に新たに雇用される者であること。

(2) 雇用期間が2年以上であること。

(対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、別表1に掲げる費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、雇用する外国人介護職員1人につき20万円を上限とし、同一法人で1年度につき3人までとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、雇用した年度内に、別に定める城陽市外国人介護人材受入促進事業補助金交付申請書に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、別に定める城陽市外国人介護人材受入促進事業補助金交付(不交付)決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第8条 申請者は、前条の規定による城陽市外国人介護人材受入促進事業補助金交付決定通知書を受けたときは、別に定める城陽市外国人介護人材受入促進事業補助金請求書を市長に提出し、市長は、これに基づき速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、期限を決めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 外国人介護職員が雇用から1年以内に退職したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から実施し、令和8年4月1日以降に雇用した外国人介護職員に係る

補助金から適用する。

別表 1

EPA 介護福祉士候補者の受入れ	技能実習生・在留資格「特定技能」 在留資格「介護」の受入れ
①求人申込手数料 ②現地合同説明会参加に係る一部負担金 ③あっせん手数料 ④滞在管理費（EPA 介護福祉士候補者の入国初年度に係るものに限る） ⑤送り出し調整機関に対する手数料及び送り出し国の健康診断実施機関への支払い金 ⑥介護導入研修に係る費用 ⑦日本語研修の一部負担金	①職業紹介費（受入れ調整機関を通し送り出し調整機関等に支払う費用を含む） ②入国に係る渡航費 ③入国前研修に係る費用 ④在留資格申請書類作成に係る費用（収入印紙代及び入国管理局申請取次ぎ費用を含む） ⑤技能実習計画認定申請手数料（技能実習生の受入れに係るものに限る） ⑥入国後研修費 ⑦講習手当（技能実習生の受入れに係るものに限る） ⑧入国後送迎費 ⑨健康診断に係る費用 ⑩保険料